

令和4年2月25日

株式会社 ジェイウインド
代表取締役社長 森本 成 様

日本野鳥の会熊本県支部
支部長 田中 忠 (公印省略)
〒861-8064
熊本県熊本市北区八景水谷 3-7-38

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
〒141-0031
東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

(仮称) 新阿蘇おぐにウインドファーム 環境影響評価方法書に対する意見書

貴社が作成された(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム 環境影響評価方法書(以下、方法書という)に対し、下記のように意見を提出いたします。

記

(1) 計画地とその周辺の自然環境および鳥類全般について

方法書に記載されている対象事業実施区域(以下、計画地という)およびその周辺は、熊本県内でも数少ない草原性鳥類が生息している特別な生態系が維持されている地域である。また、日本最大の面積を有する阿蘇の草原と水環境を要素として世界遺産登録を目指している阿蘇地域の北西部に位置し、自然環境保全の観点からも貴重な地域である。

計画地は主に草原で雑木林が隣接している。その草原部分を覆うように大型の風車に建て替える計画であるが、さえずり飛翔を行う草原性のセッカや熊本県の鳥に指定されているヒバリをはじめ、クマタカなどの希少猛禽類が多く生息している。大分県との県境でもある計画地周辺では、2000年代前半まで希少猛禽類のイヌワシが確認されていたことも、ここが鳥類にとって重要な地域であることを裏付けている。その空間で既存のものよりも大型の風車が稼働することになると、多くの鳥類がバードストライク等の影響を受ける危険性が増大することとなる。さらに計画地周辺地域は、小園川、山内川野川、蔵園川、筑後川、小田川、田の原川、玖珠川などの源流部を有し水環境が豊かで、鳥類以外にも昆虫や爬虫類、両生類、哺乳類など数多くの生物が生息しており、生物多様性に富んだ貴重な地域でもある。

方法書3章の表3.1-16では、鳥類の重要な種として14目31科68種を挙げているが、計画地では稀にしか出現しないと思われる水鳥のシギ・チドリ類などが記載されている一方で、当該地域では真っ先に記載すべきと考えられる草原性鳥類の種名の記載がないことは大きな問題である。特に、計画地では優占種と考えられるセッカや夏鳥のホトトギスの記載がないのは、文献調査で参照した文献自体に情報不足があったためと考える。以上のような観点から、文献調査を含めて調査方法等を再検討する必要がある。

なお環境影響評価準備書の作成にあたっては、貴社がすでに運転している「阿蘇おぐにウインドファーム」と「阿蘇にしはらウインドファーム」、「新阿蘇にしはらウインドファーム」において知りえた事前調査および事後調査と現状の結果等も活用し、調査方法等を検討することが求められる。特に、今回のリプレイスによって大型の風車に建て替えるのであれば、現行5基の既設風車の撤去前段階で鳥類等にどのような影響が出ているかを明確に把握して、影響がある場合には、影響が出ている既設風車の位置での建て替えを行ってはならない。

(2) 対象事業実施区域及びその周囲の概況

方法書 3 章の 3.1.1 (5) (a) では、低周波音の状況が記載されているが、詳細な記載がない。特に大型の風車の稼働による超低周波音の人への影響だけでなく、鳥類や草原に放牧される牛等への影響が懸念され、事例の記載が必要である。もしもこれまでの事例がないかデータが不足する場合は、貴社が現地で調査をする必要がある。

(3) 環境影響の考え方について

方法書 4 章の表 4.4-1(1) では、「これらの飛翔性動物は、事業実施想定区域での飛翔の可能性があり、施設の稼働に伴うバードストライクの影響が生じる可能性がある。」と記載されている。その一方で「周囲に主要な渡り鳥の飛翔経路は存在しないことから、施設の稼働に伴うバードストライクによる影響は小さい。」としている。風車建設の影響は、特定の鳥類や動植物だけでなく、あらゆる生物への影響を考えるべきで、影響が出ないようにすることを基本として進めるべき重大な事業である。

(4) 鳥類調査の方法について

方法書 6 章の表 6.3-5(1) では、一般鳥類のポイントセンサス法の調査範囲が半径 50m となっている。風車の大型化に伴うブレード回転径が 130m もあることと調査地が草原であることを考えると、調査範囲の半径は 75m から 100m での調査も可能であり、より広範囲で多くのデータを収集すべきである。特に近年個体数が減少していると言われるアカショウビンやオオルリ、クロツグミ、サンコウチョウなどの夏鳥が水源を有する近隣の林で繁殖し、計画地を飛翔する可能性が高いことに留意しなければならない。また、カッコウ、ホトトギス、ツツドリなどの草原を飛翔するカッコウ科鳥類の生息にも十分留意して調査すべきである。

さらに、春の渡り鳥調査は、3~4 月となっているのは不十分であり、計画地周辺での鳥の渡りの現状から考えると 3~5 月とすべきである。渡り鳥と希少猛禽類については定点調査が計画されているが、計画地周辺では、クマタカやサシバ、ツミ、ノスリが繁殖している可能性があり、計画地を飛翔することが懸念される。

一般鳥類とフクロウの調査地点については、ほぼ計画地上に 3 地点しか設定されておらず、少ない。草原を中心とした狭い範囲での調査になると森林性鳥類のデータが不足して重大な要素を見落とすことが危惧される。周辺の貴重な里山環境や森林等を視野に入れた広範囲の調査を実施して、繁殖状況等を詳細に把握する必要がある。

また計画地は、熊本県「レッドデータブックくまもと 2019」で絶滅のおそれのある地域個体群に指定されているホオアカの繁殖地である。同じく地域個体群のノスリやコヨシキリが繁殖している可能性もあり、オオジシギの存在にも留意する必要がある。

さらに、鳥類が夜間も移動していることは広く知られるようになってきているが、計画地でも夜間に鳥類が飛翔する可能性は大きい。フクロウ類の夜間調査が 1 月から 6 月の繁殖期を中心に設定してあるが、夏鳥のヨタカなども夜間調査をする必要がある。また冬期はコミミズクなどの調査も必要で、小鳥などが夜に渡りをすることも考えると、年間を通して夜間レーダー調査などを実施することで、130m の高さにも及ぶ風車の大型化に伴う鳥類への影響を評価すべきである。

このように希少種を含む多くの鳥類の生息地であることから、利用状況を詳細に把握することで、バードストライク等の甚大な影響を回避することにつなげなければならない。最終的には、一般鳥類や渡り鳥、猛禽類等を含めて、大型の風車の建設がこの地域一帯の鳥類に与える影響を評価することが重大な責務である。

方法書 6 章の表 6.3-17(1) では、工所用資材の搬出入や土地の改変の影響を人と自然との触れ合いの活動の場として取りあげられているが、大型ブレードの搬入などを考えると、道路拡幅に伴う樹木伐採や拡幅後の法面の植栽種についても十分な配慮が必要である。特に近年は阿蘇地域においてもニホンジカが確認されるようになってきているが、植栽等の植物種によってはニホンジカが好んで食べ、結果的にシカを誘引して個体数が増加し、現存の環境を破壊することが危惧される。現に熊本県中央部から南部地域にかけてはスズタケなどがシカによって食べつくされ、ウグイスやコマドリなどの繁殖環境が消滅しているところがある。それらについても十分に調査し、計画の実施により食物連鎖による鳥類等のすみかを奪うことがないように

しなければならない。

(5) 県知事意見の順守について

方法書の7章に記載されている県知事の意見を順守した調査や保全措置を行うことは必須である。「風力発電機の大型化によりバードストライクの発生件数の増加が懸念されること」「クマタカ等希少猛禽類の生息が確認されていること」「県希少野生動植物の生息・生育の可能性があること」が指摘されている。前述の通り、猛禽類のクマタカやサシバ、ツミ、ノスリの繁殖と生活圏の中での計画地飛翔が危惧される。また冬期はハイイロチュウヒやハイタカなども確認されている。それらの意見をふまえて詳細な飛翔高度調査や発電機の配置などについて質、量ともに十分な調査を実施し、鳥類への影響をできるかぎりの回避や低減ではなく、回避することが求められる。それを順守するには、自然環境全般に対する幅広い視野を持った詳細な現地調査を実施し、施設の稼働後も、「作る責任、見守る責任」を継続していく企業としての姿勢が必要である。

(6) アセス図書の縦覧方法について

アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとはいえ、縦覧期間が1か月半と短く、また、縦覧場所も限られており、インターネット上で閲覧は可能であるが、印刷ができないことが不便である。数百ページもあるアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的ではない。作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認するのに、パソコン上では不合理である。アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかを地域住民や利害関係者等が精査できることこそが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民等との合意形成を図るうえで不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、アセス図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。今後も地域住民との積極的な合意を形成するために情報公開は必須であるが、現地住民への建て替え情報の周知は現状として十分ではなく、情報公開のあり方を改善する必要がある。また、すぐにアセス図書を常時公開することが難しいようであれば、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体でのアセス図書を提供すべきである。この意見を貴社には、令和3年1月8日付で「新阿蘇にしはらウインドファーム」意見書において提出しているが、未だ対応できていないことは残念であり企業としての誠意のなさを感じる。

以上